

京都市契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年11月11日

京都市長 門川大作

京都市規則第40号

京都市契約事務規則の一部を改正する規則

京都市契約事務規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「同じ。）」の右に「(その写しを含む。以下同じ。))」を、「の証明書」の右に「(その写しを含む。以下同じ。))」を加え、同項第2号中「印鑑登録証明書」の右に「(その写しを含む。以下同じ。))」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局管財契約部契約課)